



発行 新潟県

第 77 号

平成25年10月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

- 16 新潟県物品会計規則第5条第1項の規定による物品の分類基準を定める訓令の一部改正（出納局管理課）
- 17 新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正（出納局管理課）

告 示

- 1148 優良図書の推奨（児童家庭課）
- 1149 保安林の指定予定（治山課）
- 1150 保安林の指定（治山課）
- 1151 土地改良区連合役員の就任届（農地計画課）
- 1152 道路の区域変更（道路管理課）
- 1153 道路の供用開始（道路管理課）
- 1154 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）

病院局告示

- 3 公金の収納事務の委託（病院局業務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局業務課）
- 一般競争入札の実施（病院局業務課）

選挙管理委員会規程

- 9 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

人事委員会規則

- 5-60 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）



◎新潟県訓令第16号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準を定める訓令(平成4年3月新潟県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準を次のように定め、平成4年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準(昭和39年3月新潟県訓令第7号)は、平成4年3月31日限り廃止する。			新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準を次のように定め、平成4年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)第5条第1項の規定による物品の分類基準(昭和39年3月新潟県訓令第7号)は、平成4年3月31日限り廃止する。		
物品分類基準表			物品分類基準表		
大分類	中分類	説明及び例示品目	大分類	中分類	説明及び例示品目
備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、公印類、E T Cカード、 <u>コーポーレートカード及びりゅーと乗車券</u> 以外の物品で、その取得単価(取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価)が5万円未満のものを除く。	備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、公印類、E T Cカード及び <u>コーポーレートカード</u> 以外の物品で、その取得単価(取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価)が5万円未満のものを除く。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	雑品	他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、コーポーレートカード、 <u>りゅーと乗車券</u> 等	雑品		他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、コーポーレートカード等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

◎新潟県訓令第17号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）を当該移動別記様式に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を次のように定め、昭和39年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和35年新潟県規則第16号）第53条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式の指定（昭和35年4月新潟県訓令第20号）は、昭和39年3月31日限り廃止する。ただし、従前の規定による様式で、その用紙類の残存するものについては、これを適宜修正して使用することができる。			新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を次のように定め、昭和39年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和35年新潟県規則第16号）第53条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式の指定（昭和35年4月新潟県訓令第20号）は、昭和39年3月31日限り廃止する。ただし、従前の規定による様式で、その用紙類の残存するものについては、これを適宜修正して使用することができる。		
帳 簿			帳 簿		
(名称)	(様式番号)	(規定条文)	(名称)	(様式番号)	(規定条文)
(1)の1～(1)の5 (略)	(略)	(略)	(1)の1～(1)の5 (略)	(略)	(略)
<u>(1)の6 物品管理簿・物品出納簿（り ゆーと乗車券総括）</u>	<u>第1号様式の6</u>	<u>第39条第1項第1号 ・第41条第1項</u>	(1)の1～(1)の5 (略)	(略)	(略)
<u>(1)の7 物品管理簿・物品出納簿（り ゆーと乗車券）</u>	<u>第1号様式の7</u>	<u>第39条第1項第1号 ・第41条第1項</u>	(1)の1～(1)の5 (略)	(略)	(略)
(2) (略)	<u>第1号様式の8</u>	(略)	(2) (略)	<u>第1号様式の6</u>	(略)
(3)の1 (略)	<u>第1号様式の9</u>	(略)	(3)の1 (略)	<u>第1号様式の7</u>	(略)
(3)の2 (略)	<u>第1号様式の10</u>	(略)	(3)の2 (略)	<u>第1号様式の8</u>	(略)
(3)の3 (略)	<u>第1号様式の11</u>	(略)	(3)の3 (略)	<u>第1号様式の9</u>	(略)
(3)の4 (略)	<u>第1号様式の12</u>	(略)	(3)の4 (略)	<u>第1号様式の10</u>	(略)
(4) (略)	<u>第1号様式の13</u>	(略)	(4) (略)	<u>第1号様式の11</u>	(略)

<p>(5) (略) <u>第1号様式の14</u> (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第1号様式の1 (第39条、第41条関係)</p> <p>物品管理簿(備品)</p> <p>(物品出納簿)</p> <p>(略)</p> <p>注 1 この帳簿は、備品類に属する物品(E T Cカード、<u>コーポレートカード及びりゅーと乗車券</u>を除く。)についての物品管理簿(物品出納簿)とし、毎年を通じて使用する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>第1号様式の8</u> (略)</p> <p><u>第1号様式の9</u> (略)</p> <p><u>第1号様式の10</u> (略)</p> <p><u>第1号様式の11</u> (略)</p> <p><u>第1号様式の12</u> (略)</p>	<p>(5) (略) <u>第1号様式の12</u> (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第1号様式の1 (第39条、第41条関係)</p> <p>物品管理簿(備品)</p> <p>(物品出納簿)</p> <p>(略)</p> <p>注 1 この帳簿は、備品類に属する物品(E T Cカード<u>及びコーポレートカード</u>を除く。)についての物品管理簿(物品出納簿)とし、毎年を通じて使用する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>第1号様式の6</u> (略)</p> <p><u>第1号様式の7</u> (略)</p> <p><u>第1号様式の8</u> (略)</p> <p><u>第1号様式の9</u> (略)</p> <p><u>第1号様式の10</u> (略)</p>
--	--

第1号様式の5の次に次の2様式を加える。

告 示

◎新潟県告示第1148号

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）第13条の規定により、次の図書を優良図書として推奨した。

平成25年10月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

図書

番号	図 書 名	作 者 名	出版社名	推奨年齢の区分
238	さかさことばでうんどうかい	西村 敏雄 作	福音館書店	幼児・小学校低学年向き
239	ええところ	くすのき しげのり 作 ふるしょう ようこ 絵	学研教育出版	幼児・小学校低学年向き
240	こぶたのレーズン	バーリント・アークネシユ 作 ブローディー・ベラ 絵 うちかわかずみ 訳	偕成社	小学校低学年向き
241	かえるのそらとぶけんきゅうじょ	村上 勉 作	偕成社	小学校低学年向き
242	カエサルくんとカレンダー 2月はどうしてみじかいの？	いけがみしゅんいち 文 せきぐちよしみ 絵	福音館書店	小学校中学年向き
243	テディ・ロビンソンのたんじょう日	ジョーン・G・ロビンソン 作・絵 小宮 由 訳	岩波書店	小学校中学年向き
244	おめでたこぶた その1 四ひきのこぶたとアナグマのお話	アリソン・アトリー 作 すがはらひろくに 訳 やまわきゆりこ 画	福音館書店	小学校中学年向き
245	どうやって作るの？ パンから電気まで	オールドレン・ワトソン 作 竹下 文子 訳	偕成社	小学校中学年向き
246	うちはお人形の修理屋さん	ヨナ・ゼルディス・マクドノー 作 おびか ゆうこ 訳 杉浦 さやか 絵	徳間書店	小学校中学年向き
247	そして、ぼくの旅は続く	サイモン・フレンチ 作 野の水生 訳 小林 万希子 画	福音館書店	小学校高学年向き
248	ネジマキ草と銅の城	パウル・ビーヘル 作 野坂 悦子 訳 村上 勉 画	福音館書店	小学校高学年向き
249	さがしています	アーサー・ビナード 作 岡倉 禎志 写真	童心社	小学校高学年向き

250	カナナ道のむこうへ	くぼひでき 作 志村 貴子 絵	小峰書店	小学校高学年向き
251	八月の光	朽木 祥	偕成社	中学生向き
252	大丈夫！キミならできる！	松岡 修造	河出書房新 社	中学生向き
253	せいめいのはなし	福岡 伸一	新潮社	高校生向き
254	空より高く	重松 清	中央公論新 社	高校生向き
255	旅猫リポート	有川 浩	文芸春秋	高校生・青少年向き
256	「一九〇五年」の彼ら	関川 夏央	NHK出版	高校生・青少年向き
<p>推奨の理由</p> <p>青少年の健全な育成を図る上で特に有益であると認められるため</p>				

◎新潟県告示第1149号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成25年10月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市新穂北方1の3、1の5、1の6、1の32、1の53から1の55まで、13、16から19まで、21の2、23から25まで、上新穂17、18、20、22、31の1から31の3まで、34、37、40、48の1、119の1、120の1、121、122、125、1009、1281の8、1281の10、1281の13、1281の23、1281の101、新穂井内368

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

新穂北方1の3、1の5、1の6、1の53（次の図に示す部分に限る。）、1の54、13、16から19まで、21の2、23から25まで、上新穂17、18、20、22、31の1から31の3まで、34、37、40、48の1、119の1、120の1、121、122、125、1009、1281の8、1281の10、1281の13、1281の23、1281の101、新穂井内368

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1150号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年10月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区真光寺字倉下 963 から 965 まで、字ナシモリ 966 から 968 まで、970、971、974、985、字沢田 1075、1076、1078 の子、1079 から 1082 まで、1083 の 1、1096 の 1、1098 から 1103 まで、1103 の 1、1104 から 1110 まで、1111 の 2、1111 の子、1112、1116、1136 の 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年10月1日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市上横山719番地1 掃部 利久

就任年月日 平成25年9月18日

◎新潟県告示第1152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 253号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市浦川原区山印内字家ノ下426番1から 同市安塚区虫川字フケ286番1まで	新	(A)7.4~52.2メートル	4,965.9メートル
上越市浦川原区山印内字家ノ下426番1から 同市安塚区松崎字仲沖2731番1まで		(B)12.0~459.0メートル	5,320.0メートル
上越市浦川原区山印内字家ノ下426番1から 同市浦川原区虫川字フケ286番1まで		(C)7.4~56.1メートル	4,846.3メートル
上越市浦川原区山印内字家ノ下426番1から 同市浦川原区虫川字フケ286番1まで	旧	(A)7.4~52.2メートル	4,965.9メートル

上越市浦川原区山印内字家ノ下426番1から 同市安塚区松崎字仲沖2731番1まで	(B)12.0～459.0メートル	5,320.0メートル
---	-------------------	-------------

備考1 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

一部区間県道上越安塚浦川原線、県道柿崎牧線及び県道坊金虫川線と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 404号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市浦川原区虫川字フケ286番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで	新	(A)7.4～52.2メートル	4,965.9メートル
上越市安塚区松崎字仲沖2731番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで		(B)12.0～459.0メートル	5,320.0メートル
上越市浦川原区虫川字フケ286番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで		(C)7.4～56.4メートル	4,846.3メートル
上越市浦川原区虫川字フケ286番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで	旧	(A)7.4～52.2メートル	4,965.9メートル
上越市安塚区松崎字仲沖2731番1から 同市浦川原区山印内字家ノ下426番1まで		(B)12.0～459.0メートル	5,320.0メートル

備考1 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

全区間一般国道253号と重用

一部区間県道上越安塚浦川原線、県道柿崎牧線及び県道坊金虫川線と重用

◎新潟県告示第1153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年10月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 路線名 一般国道 253号

2 供用開始の区間

上越市浦川原区山印内字家ノ下426番1から同市浦川原区虫川字フケ286番1まで

3 供用開始の期日 平成25年10月1日

◎新潟県告示第1154号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年10月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

新潟市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市東部公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年4月15日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年10月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年9月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シニアライフサポートにいがた
- 3 代表者の氏名
高橋 弘子
- 4 主たる事務所の所在地
上越市本町3丁目2番30号タカハシビル2F
- 5 定款に記載された目的
この法人は、様々な就労促進活動により国民一人一人の自立を促すと同時に自己実現の機会を創出し、国民一人一人の生活品質（QOL）の向上を目指すことを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

病院局告示

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年10月1日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

- 1 委託する事務
各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称
新潟市中央区米山2丁目5番地1
株式会社BSNアイネット

3 委託期間

平成25年10月1日から平成26年3月31日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、輸液ポンプの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年10月1日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

輸液ポンプ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年11月29日（金）

(4) 納入場所

新潟県立松代病院

新潟県立柿崎病院

新潟県立津川病院

新潟県立妙高病院

新潟県立がんセンター新潟病院

新潟県立精神医療センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に避難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限

平成25年10月10日（木）午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年10月23日（水）午前10時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
見積もる契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない(提出がないときは、契約を締結しない場合がある)。
 - ② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、シリンジポンプの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年10月1日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 入札に付する事項

- (1) 品名及び数量
シリンジポンプ 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成25年11月29日(金)
- (4) 納入場所
新潟県立津川病院
新潟県立妙高病院
新潟県立がんセンター新潟病院
新潟県立精神医療センター
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に避難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限

平成25年10月10日（木）午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年10月23日（水）午前11時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

見積もる契約金額（機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料）に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額（機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない（提出がないときは、契約を締結しない場合がある）。

② 詳細は入札説明書による。

新潟県選挙管理委員会規程第9号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年10月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第4（第43条関係）				別表第4（第43条関係）			
1（略）				1（略）			
（略）				（略）			
2（略）				2（略）			
テレビジョン放送		ラジオ放送		テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1
株式会社新潟総合テレビ	1			株式会社新潟総合テレビ	1		
株式会社テレビ新潟放送網	1			株式会社新潟テレビ二十一	1		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月1日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第5-60号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には当該移動別表細目を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(選考により採用することができる職)</p> <p>第 28 条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 身体障害者をもつて補充しようとする職</u></p> <p><u>(6) 試験を行つても十分な競争者が得られない職</u> 又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難な職で別表第2に掲げるもの</p> <p><u>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される者をもつて補充しようとする職</u></p> <p><u>(8) 非常勤職員の職</u></p> <p><u>(9) 前各号に規定するもののほか、委員会が試験によることが適当でないとする職</u></p> <p>別表第2（第28条、第33条関係）</p> <p>(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職 ア～コ (略)</p> <p><u>サ 警察官（財務捜査員）</u> <u>シ 工業技術研究職</u> <u>ス 犯罪被害者等カウンセラー</u> <u>セ 航空整備士 自動車整備士</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(選考により採用することができる職)</p> <p>第 28 条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する委員会の承認があつたものとみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 試験を行つても十分な競争者が得られない職</u> 又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難な職で別表第2に掲げるもの</p> <p><u>(6) 非常勤職員の職</u></p> <p><u>(7) 前各号に規定するもののほか、委員会が試験によることが適当でないとする職</u></p> <p>別表第2（第28条、第33条関係）</p> <p>(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職 ア～コ (略)</p> <p><u>サ 主事(身体障害者を対象とした一般事務、警察事務又は市町村立小中特別支援学校事務職員を採用する場合)</u></p> <p><u>シ 司書(身体障害者を採用する場合)</u></p> <p><u>ス 警察官（財務捜査員）</u> <u>セ 工業技術研究職</u> <u>ソ 犯罪被害者等カウンセラー</u> <u>タ 航空整備士 自動車整備士</u></p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。